

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																			III 就学援助率															
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																			(2) ソ、タ、チを選択した場合				(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度						
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変動すると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定める)	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度の係数を掛けたもの	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)	係数(倍率)	目安額(年額)			係数(倍率)倍	目安額(年額)万円										
																					倍	課税所得等の分類			年	月					万円					
該当団体数	63	48	46	42	42	41	50	17	15	36	37	15	15	23	28	25	20	15	1	13	60	60	60	60	60	1	1	9	13	63	63					
埼玉県	さいたま市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得		25	4	366								・火災、風水害の罹災により学用品、通学用品等に不自由している者 ・特別な事由により、教育的配慮として就学援助を必要とする校長が認められた者 ・失業、転職等により家計が急変した者	10%未滿	10%未滿
埼玉県	川越市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得(諸控除前)		25	4	387								20%未滿	20%未滿	
埼玉県	熊谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	その他		24	12	270	総所得金額から、所得控除(社会保険料、生命保険料、地震保険料)を引いた額							15%未滿	15%未滿	
埼玉県	川口市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得		25	4	386								20%未滿	20%未滿	
埼玉県	行田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		24	12	360								他の基準の場合で、病気又は災害等の理由で学用品等の経費負担が困難と認められるもの	15%未滿	15%未滿
埼玉県	秩父市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得		25	4	304								15%未滿	15%未滿	
埼玉県	所沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得		24	12	335								20%未滿	20%未滿	
埼玉県	飯能市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得		24	12	227								15%未滿	15%未滿	
埼玉県	加須市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得		25	4	299								15%未滿	15%未滿	
埼玉県	本庄市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.29	課税所得		25	4	285								15%未滿	15%未滿	
埼玉県	東松山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得		25	4	316								20%未滿	20%未滿	
埼玉県	春日部市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得(諸控除前)		25	4	337								中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けているもの、学校長の意見により援助が必要であると認められる者	20%未滿	20%未滿
埼玉県	狭山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得		24	12	328								15%未滿	15%未滿	
埼玉県	羽生市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得		24	12	350								15%未滿	15%未滿	
埼玉県	鴻巣市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他		25	12	316	世帯の合計所得金額を使用している。							10%未滿	10%未滿	
埼玉県	深谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		24	12	313								15%未滿	15%未滿	
埼玉県	上尾市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他		26	4	309	「課税所得の分類」は世帯総所得金額を用いる。また、前年度または今年度において「II(2)ア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、コ、セ」のいずれかに該当する場合、生活保護基準に掛ける係数を1.5倍とする。							15%未滿	15%未滿	
埼玉県	草加市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得		26	4	368								15%未滿	15%未滿	

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																	III 就学援助率																														
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																	(2) ソ, タ, チを選択した場合				(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度																					
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費, 学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者, 昼食, 被服等が悪い者または学用品, 通学用品等に不自	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で, 生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めるも	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額, 又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠							目安額(年額)	係数(倍率)倍	目安額(年額)万円																		
																			倍	課税所得等の分類			年	月					万円																				
埼玉県	越谷市																				1.3	課税所得		24					12	334												20%未済	20%未済						
埼玉県	蕨市																					1.3	課税所得		25	4	338													15%未済	15%未済								
埼玉県	戸田市	○																				1.3	課税所得		24	12	370													20%未済	15%未済								
埼玉県	入間市	○	○	○	○	○	○	○	○	○												1.3	課税所得		25	4	320															15%未済	15%未済						
埼玉県	朝霞市	○	○	○	○	○	○	○	○													1.3	課税所得		25	4	340															15%未済	15%未済						
埼玉県	志木市																					1.3	課税所得		25	4	327															15%未済	15%未済						
埼玉県	和光市	○	○	○	○	○	○	○	○	○												1.3	その他		25	4	340															10%未済	10%未済						
埼玉県	新座市	○	○	○	○	○	○	○	○													1.3	その他		24	12	325																15%未済	15%未済					
埼玉県	桶川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○												1.3	課税所得		25	4	336																10%未済	10%未済					
埼玉県	久喜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○												1.3	課税所得		25	4	299																	15%未済	15%未済				
埼玉県	北本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得		25	4	280																			10%未済	10%未済		
埼玉県	八潮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○												1.3	課税所得		25	4	335																		15%未済	15%未済			
埼玉県	富士見市																					1.3	総所得(諸控除前)		25	4	331																	20%未済	15%未済				
埼玉県	三郷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得		24	12	350	1.3	223																		15%未済	10%未済	
埼玉県	蓮田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○												1.5	課税所得		24	12	350																			15%未済	15%未済		
埼玉県	坂戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		24	12	353																			15%未済	20%未済		
埼玉県	幸手市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得		25	8	266																					20%未済	20%未済
埼玉県	鶴ヶ島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		24	12	317																					15%未済	20%未済
埼玉県	日高市		○	○	○	○	○	○	○	○												1.3	課税所得		24	4	305																				15%未済	15%未済	
埼玉県	吉川市	○																				1.3	課税所得		29	4	279																				10%未済	10%未済	
埼玉県	ふじみ野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○												1.3	総所得(諸控除前)		25	4	357																				15%未済	15%未済	
埼玉県	白岡市	○	○																			1.3	課税所得		30	4	310																				10%未済	10%未済	
埼玉県	伊奈町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額		24	12	355																					10%未済	10%未済

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																			III 就学援助率										
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																	(2) ソ、タ、チを選択した場合				(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度			
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村住民税の非課税	ウ. 市区町村住民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校の納付金の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由な理由による欠席日数が多い者	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めるも	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村住民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠							目安額(年額)	係数(倍率)倍	目安額(年額)万円
埼玉県	三芳町																				1.3	総所得(諸控除前)	25	4	340			児童扶養手当の受給については係数(倍率)1.50		15%未満	15%未満
埼玉県	毛呂山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	313					15%未満	20%未満
埼玉県	越生町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	29	12	310					15%未満	15%未満
埼玉県	滑川町																				1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	350					10%未満	10%未満
埼玉県	嵐山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	24	12	233					15%未満	15%未満
埼玉県	小川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	316					20%未満	20%未満
埼玉県	川島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	総所得(諸控除前)	30	1	335					15%未満	15%未満
埼玉県	吉見町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	301			(1) 事故や災害により、家屋等が滅失又は甚大な被害を受けたとき (2) 保護者の死亡、病気や障害により所得が著しく減少したとき (3) 解雇等により、所得が著しく減少したとき	10%未満	10%未満	
埼玉県	鳩山町																				1.3	総所得(諸控除前)	30	4	317			給与所得以外の者については所得額を参照		15%未満	10%未満
埼玉県	ときがわ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	28	6	301					20%未満	15%未満
埼玉県	横瀬町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									15%未満	15%未満	
埼玉県	皆野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	300			その他教育委員会が特に給付する必要があると認める場合	10%未満	10%未満	
埼玉県	長瀬町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	総所得(諸控除前)	24	12	346					10%未満	15%未満
埼玉県	小鹿野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									10%未満	10%未満	
埼玉県	東秩父村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	30	4	302					10%未満	10%未満
埼玉県	美里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	347			ひとり親家庭等医療費受給者		15%未満	15%未満
埼玉県	神川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	340			目安額(年額)は、所得控除を50万と設定。		15%未満	15%未満
埼玉県	上里町	○	○																		1.3	課税所得	30	6	300					15%未満	15%未満
埼玉県	寄居町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	301					15%未満	15%未満
埼玉県	宮代町		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	25	4	326					15%未満	15%未満
埼玉県	杉戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	304					15%未満	20%未満
埼玉県	松伏町																				1.3	課税所得	24	12	304					20%未満	20%未満

①都道府県 ②市町村名		IV 平成30年度準要保護就学援助額																												(2) 補足事項													
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																									
		(1) 費目毎の援助額																																									
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費																	
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他								
該当団体数	63	0	0	0	7	7	7	56	56	0	0	0	0	2	2	2	61	61	0	7	7	0	2	2	2	0	0	0	29	30	1	33	33	33	0	0	1	37					
埼玉県	さいたま市							○	11,420								○	40,600		○	23150						○	22,000										通学費・修学旅行費は、H30予算単価で計上している。					
埼玉県	川越市							○	11,420									○	40,600		○	4350					○	18,000											支給平均額：29年度予算に計上した単価(通学費は29年度の実績値)				
埼玉県	熊谷市			○	13,650	13,650												○	40,600								○	21,000											・支給平均額についてはH29予算計上単価。 ・通学用品費は学用品に含む。				
埼玉県	川口市							○	11,100									○	40,600		○	36064					○	20,748											支給平均額は平成29年度の実績値で回答。				
埼玉県	行田市							○	11,420										○	40,600									○	21,490	21,490												
埼玉県	秩父市							○	11,420										○	40,600							○	21,000												支給平均額は平成30年度予算に計上した単価を記入。			
埼玉県	所沢市							○	11,420										○	40,600							○	20,346												修学旅行費は、平成29年度の実績額			
埼玉県	飯能市							○	15,220										○	40,600									○	21,490	21,490										・学用品費支給年額(一定額) 1年生：12,990円 2～6年生15,220円 通学用品費及び校外活動費(宿泊なし)については、学用品費に含む		
埼玉県	加須市							○	11,420										○	40,600									○	21,490	20,964										支給平均額は平成29年度の実績により記入		
埼玉県	本庄市							○	11,420										○	40,600							○	21,000													支給平均額は、平成30年度予算に計上した単価を記入。		
埼玉県	東松山市							○	11,420										○	40,600									○	21,490	21,490											支給平均額については、平成30年度予算計上時に使用した単価	
埼玉県	春日部市			○	11,420	11,420													○	40,600							○	21,000															
埼玉県	狭山市							○	11,420										○	40,600							○	20,375															
埼玉県	羽生市							○	11,420										○	40,600								○	21,490	21,490												4月以降に追加認定を行った場合、学用品費は月割で計算。	
埼玉県	鴻巣市							○	11,420										○	40,600							○	21,056															
埼玉県	深谷市							○	11,420										○	40,600		○	16320						○	21,490	21,490												
埼玉県	上尾市							○	11,420										○	40,600							○	20,000															支給平均額について、修学旅行費は平成30年度予算に計上した単価、それ以外は平成29年度実績の支給平均額
埼玉県	草加市							○	15,200										○	40,600							○	20,000														学用品費・・・1年生は12,970円	

①都道府県	②市町村名	IV 平成30年度準要保護就学援助額																												(2) 補足事項													
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																									
		(1) 費目毎の援助額																																									
学用品費		新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費																									
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額		その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他							
埼玉県	越谷市						○	11,420								○	40,600																				○	21,490	20,186	平均支給額は平成29年度の実績額より記入。			
埼玉県	蕨市						○	13,650								○	40,600										○	21,490										○	21,490	・通学用品費は学用品費に含み一定額を支給している（1年11,420円、その他13,650円） ・実費とする費目については、H30予算単価を記入			
埼玉県	戸田市						○	11,420								○	40,600		○	0							○	21,684										○	21,684	・通学費・・・実績なし ・修学旅行・・・H29年度実績額			
埼玉県	入間市						○	11,420								○	40,600										○	20,300											○	20,300	「支給平均額」欄は平成30年度予算に計上した単価を記入		
埼玉県	朝霞市						○	11,420								○	40,600		○	0							○	20,817											○	20,817	・通学費について、平成29年度は支給実績なし。		
埼玉県	志木市						○	11,420								○	40,600										○	22,000											○	22,000	・支給平均額について、平成29年度の実績額より算出。 支給平均額は30年度予算額		
埼玉県	和光市						○	11,420								○	40,600										○	20,000											○	20,000	・平成30年度予算計上した単価により回答。 ・対象とする定めのある項目や学年により金額が異なる項目がある。		
埼玉県	新座市						○	13,650								○	40,600		○	0							○	19,024											○	19,024	・通学用品費は学用品費に含む 1年11,420円 2～6年13,650円 ・通学費 29年度実績なし		
埼玉県	桶川市						○	11,420								○	40,600										○	20,000											○	20,000	医療費は、H29年度実績、支給人員 1名 4,550円		
埼玉県	久喜市						○	11,420								○	40,600											○	21,490	21,490										○	21,490		
埼玉県	北本市						○	11,420								○	40,600										○	21,190												○	21,190		
埼玉県	八潮市						○	11,420								○	40,600											○	21,490	20,502										○	21,490		
埼玉県	富士見市						○	11,420								○	40,600											○	21,190	21,190											○	21,190	
埼玉県	三郷市						○	11,420								○	40,600										○	30,070												○	30,070	支給平均額は平成29年度実績額である。	
埼玉県	蓮田市						○	11,420								○	40,600											○	21,490	21,490										○	21,490		
埼玉県	坂戸市				○	11,420	11,420									○	40,600																								○		・執行見込み額による記入が困難なため、予算に計上した単価を記入。 ・修学旅行費はかかった費用の一部を支給。1人当たりの単価22,139円で予算を積算。
埼玉県	幸手市				○	11,420	11,420									○	40,600											○	21,490	21,490											○	21,490	・新入学児童生徒学用品費等は、当初申請者（4月）のみが支給対象。 ・通学費は支給実績なし。
埼玉県	鶴ヶ島市						○	11,420								○	40,600											○	21,490	21,490											○	21,490	支給平均額は、平成30年度予算に計上した単価
埼玉県	日高市						○	11,420								○	40,600											○	21,490	20,790											○	21,490	
埼玉県	吉川市						○	11,420								○	40,600										○	18,970												○	18,970		
埼玉県	ふじみ野市						○	11,420								○	40,600										○	20,879												○	20,879	支給平均額は平成29年度の実績額	
埼玉県	白岡市				○	11,420	10,635									○	40,600										○	20,313												○	20,313	平均支給額は、29年度の実績をもとに算出した。	
埼玉県	伊奈町						○	11,420								○	40,600											○	21,490	20,160										○	21,490		

①都道府県	②市町村名	IV 平成30年度準要保護就学援助額																														(2) 補足事項								
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																						
		(1) 費目毎の援助額																																						
学用品費		新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費																						
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他					
埼玉県	三芳町					○	11,420								○	40,600											○	21,490										支給平均額については、H30年度予算額を記載している。		
埼玉県	毛呂山町					○	11,420								○	40,600														○	21,490	20,410								
埼玉県	越生町					○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490							平均支給額は、平成29年度実績	
埼玉県	滑川町					○	11,420								○	40,600														○	21,490	19,439							平均支給額が0円のは対象経費がなかったため。	
埼玉県	嵐山町					○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490							平均支給額は30年度予算に計上した単価	
埼玉県	小川町					○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490							支給平均額については、30年度予算計上した単価。	
埼玉県	川島町					○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490								
埼玉県	吉見町			○	11,420	10,233						○	40,600	40,372																○	21,490	21,243							支給平均額は、平成29年度の実績額により記入	
埼玉県	鳩山町					○	13,650								○	40,600														○	21,490	21,490							支給平均額は平成30年度予算に計上した単価	
埼玉県	ときがわ町					○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490								
埼玉県	横瀬町					○	11,420								○	40,600															○	21,490	19,287							
埼玉県	皆野町			○	11,420	11,420						○	40,600	40,600																	○	21,490	21,490							
埼玉県	長瀬町					○	11,420								○	40,600															○	21,490	21,490							
埼玉県	小鹿野町					○	11,420								○	40,600						○	39,290	0						○	21,490	13,022							平成29年度実績額の支給平均額	
埼玉県	東秩父村					○	11,420								○	40,600															○	21,490	21,490							
埼玉県	美里町					○	11,420								○	40,600													○	19,711										
埼玉県	神川町					○	11,420								○	40,600													○	18,853										
埼玉県	上里町					○	11,420								○	40,600													○	20,064										支給平均額は平成29年度支給金額を基に算出。
埼玉県	寄居町					○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490								
埼玉県	宮代町					○	11,420								○	40,600															○	21,490	19,500							
埼玉県	杉戸町					○	11,420								○	40,600															○	21,490	21,490							
埼玉県	松伏町					○	11,420								○	40,600															○	21,490	19,125							

①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																												(2) 補足事項													
		(1) 費目毎の援助額																																									
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費																	
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他								
該当団体数	63	0	0	0	7	7	7	56	56	0	0	0	0	2	2	2	61	61	0	8	8	0	2	2	2	0	0	0	29	30	1	33	33	33	33	0	0	1	38				
埼玉県	さいたま市							○	22,320							○	47,400		○	39860							○	64000											通学費・修学旅行費は、H30予算単価で計上している。				
埼玉県	川越市							○	22,320							○	47,400		○	29506							○	47000												支給平均額：29年度予算に計上した単価（通学費は29年度の実績値）			
埼玉県	熊谷市			○	24,550	24,550										○	47,400										○	62000												・支給平均額についてはH29予算計上単価。 ・通学用品費は学用品費を含む。			
埼玉県	川口市							○	21,708							○	47,400		○	43115							○	60829												支給平均額は平成29年度の実績額で回答。			
埼玉県	行田市							○	22,320							○	47,400												○	57590	57590												
埼玉県	秩父市							○	22,320							○	47,400										○	64000													支給平均額は平成30年度予算に計上した単価を記入。		
埼玉県	所沢市							○	22,320							○	47,400										○	52677													修学旅行費は、平成29年度の実績額		
埼玉県	飯能市							○	26,820							○	47,400												○	57590	57590										・学用品費支給年額（一定額）1年生：24,590円 2～3年生26,820円 通学用品費及び校外活動費(宿泊なし)については、学用品費を含む		
埼玉県	加須市							○	22,320							○	47,400												○	57590	55188											支給平均額は平成29年度の実績により記入	
埼玉県	本庄市							○	22,320							○	47,400										○	63000														支給平均額は、平成30年度予算に計上した単価を記入。	
埼玉県	東松山市							○	22,320							○	47,400												○	57590	57590											支給平均額については、平成30年度予算計上時に使用した単価	
埼玉県	春日部市			○	22,320	22,320										○	47,400										○	60000															
埼玉県	狭山市							○	22,320							○	47,400										○	54923															
埼玉県	羽生市							○	22,320							○	47,400												○	57590	57590											4月以降に追加認定を行った場合、学用品費は月割で計算。	
埼玉県	鴻巣市							○	22,320							○	47,400										○	58502															
埼玉県	深谷市							○	22,320							○	47,400		○	0									○	57590	57590												通学費については、支給実績がなく予算計上もしていない。
埼玉県	上尾市							○	22,320							○	47,400										○	50000															支給平均額について、修学旅行費は平成30年度予算に計上した単価、それ以外は平成29年度実績の支給平均額
埼玉県	草加市							○	26,790							○	47,400										○	60000															学用品費・・・1年生は12,970円

①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																												(2) 補足事項										
		(1) 費目毎の援助額																																						
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費														
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他					
埼玉県	三芳町						○	22,320								○	47,400										○	57,590									支給平均額については、H30年度予算額を記載している。			
埼玉県	毛呂山町						○	22,320									○	47,400													○	57,590	50,670							
埼玉県	越生町						○	22,320									○	47,400													○	57,590	48,309					平均支給額は、平成29年度実績		
埼玉県	滑川町						○	22,320									○	47,400													○	57,590	49,936							
埼玉県	嵐山町						○	22,320									○	47,400													○	57,590	57,590						平均支給額は30年度予算に計上した単価	
埼玉県	小川町						○	22,320									○	47,400													○	57,590	57,590						支給平均額については、30年度予算計上した単価。	
埼玉県	川島町						○	22,320									○	47,400												○	57,590	57,590								
埼玉県	吉見町				○	22,320	16,918						○	47,400	47,400																○	57,590	49,548						支給平均額は、平成29年度の実績額により記入	
埼玉県	鳩山町						○	22,320									○	47,400													○	57,590	57,590						支給平均額は平成30年度予算に計上した単価	
埼玉県	ときがわ町						○	22,320									○	47,400													○	57,590	57,590							
埼玉県	横瀬町						○	22,320									○	47,400													○	57,590	57,590							
埼玉県	皆野町				○	22,320	22,320						○	47,400	47,400																○	57,590	57,590							
埼玉県	長瀨町						○	22,320									○	47,400														○	57,590	57,590						通学費については29年度実績
埼玉県	小鹿野町						○	22,320									○	47,400													○	57,590	57,590						平成29年度実績額の支給平均額	
埼玉県	東秩父村						○	22,320									○	47,400													○	57,590	57,590							
埼玉県	美里町						○	22,320									○	47,400													○	60,717								
埼玉県	神川町						○	22,320									○	47,400													○	65,000								
埼玉県	上里町						○	22,320									○	47,400													○	63,584								支給平均額は平成29年度支給金額を基に算出。
埼玉県	寄居町						○	22,320									○	47,400													○	57,590	57,590							
埼玉県	宮代町						○	22,320									○	47,400													○	57,590	56,350							
埼玉県	杉戸町						○	22,320									○	47,400													○	57,590	57,590							
埼玉県	松伏町						○	22,320									○	47,400													○	57,590	56,097							

①都道府県	②市町村名	V その他																		VI 自由記述欄				
		1. 学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2. 教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況										就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足			
		(1) 教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）									(1) 教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）											(2) コの内容及び補足説明	(3) その他学校や教育委員会以外での取組	
ア. 学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ. 学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ. 学用品等（中古品を含む）の無償貸与	エ. 低価な学用品等の使用	オ. 使用する学用品等の精選	カ. 使用する学用品等の入れ札・合見積等の実施	キ. 把握していない	ク. その他の具体的な取組を（2）に記載	(2) クの内容及び補足説明	ア. 自治体内で学用品等の仕様の統一	イ. 自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ. 学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ. 学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ. 学用品等（中古品を含む）の無償貸与	カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成	キ. 学用品費等の購入費用の貸付	ク. 学校（又は校長会等）に対して、学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提	ケ. 学校（又は校長会等）に対して、他校の取組状況を情報提供	コ. その他の具体的な取組を（2）に記載	(2) コの内容及び補足説明	(3) その他学校や教育委員会以外での取組				
該当団体数	63	20	12	6	9	15	3	33	2	5	0	1	0	0	0	5	4	5	8	3	5	1	1	
埼玉県	さいたま市	○	○			○																		
埼玉県	川越市																							
埼玉県	熊谷市																							
埼玉県	川口市	○	○		○	○														○				
埼玉県	行田市																							
埼玉県	秩父市																							
埼玉県	所沢市	○	○			○															○			
埼玉県	飯能市																							
埼玉県	加須市	○	○			○																		
埼玉県	本庄市		○																					
埼玉県	東松山市																							
埼玉県	春日部市																							
埼玉県	狭山市	○	○		○	○																		
埼玉県	羽生市																					○		
埼玉県	鴻巣市	○				○																○		
埼玉県	深谷市																							
埼玉県	上尾市																							
埼玉県	草加市	○		○																				

ウ. 学用品等（中古品を含む）の無償貸与
・相談があれば、付与することも可。新入生に付与することもあり。

